

副  
本

令和3年（行ウ）第200号 兼業許可申請不許可処分取消等請求事件

原告 [REDACTED]

被告 東京都

処分庁 東京都教育委員会教育長

### 準備書面（3）


令和4年2月22日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告（代表者東京都知事）

被告（代表者東京都教育委員会・処分行政庁東京都教育委員会教育長）

上記兩名訴訟代理人弁護士

本 多 教 義 

被告（代表者東京都知事）

指定代理人

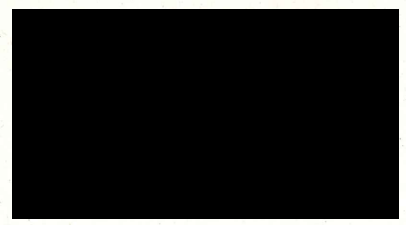
同



被告（代表者東京都教育委員会・処分行政庁東京都教育委員会教育長）

指定代理人

同



令和3年3月12月15日付け原告準備書面1に対して認否、反論する。

第1 「第1 被告準備書面(2)に対する反論」に対する認否

1 「1 前提事実の誤り」については否認ないし争う。

2 「2 事実経過」について

(1) (1)について

原告が令和2年7月14日頃、学校長と兼業について面談したこと、その際、学校長が兼業内容を確認しないと判断できないことを伝えたことは認める。その余は不知。

(2) (2)は認める。

(3) (3)は認める。

(4) (4)について

令和2年7月30日、原告が学校長に対し、企画書(甲9)及び質問回答書(甲10)を提出したこと、学校長が原告に対し依頼書の提出を指示し、依頼書の例(甲12)を見せたことは認める。学校経営支援センター支所は、校長が原告から企画書(甲9)及び質問回答書(甲10)を受け取っていたことを知らなかった。

学校長が原告に対し、兼業許可相当であると判断する旨の回答をしたことは否認する。校長は、原告に対し、申請を受け付けるので、手続きについて経営企画室長に相談するよう伝えたものである。

なお、第2において述べるが、そもそも校長は、地方公務員法38条に基づく兼業許可の可否を判断できる立場にない。

(5) (5)及び(6)は認める。

第2 本件処分時における事実関係について

原告準備書面1の第2において、事実の一部について求釈明の申立てが

なされていることから、被告として、以下、求釈明に対する釈明も行いながら、改めて本件処分に至る事実の経緯について述べることとする。

#### 1 本件申請の前の申請について

本事案は、令和2年7月16日頃、原告から原告の所属校校長に対し、原告がSNSに掲載している育児の漫画について、出版社から出版したいとの申し出があり、これに応じることができるかとの相談があったことに端を発する。

法律上、教育公務員の兼業許可（承認）申請には二通りの申請手続きが用意されている。地方公務員法38条に基づく許可申請と教育公務員特例法17条に基づく許可（承認）申請である。

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程（乙1。以下「事務取扱規程」という。）よれば、地方公務員法38条の兼業許可権者は教育長であり（第4条）、教育に関する兼職の許可（承認）権者は校長となっている（第8条）。このように地方公務員法38条1項に基づく兼業許可の申請は、事務取扱規程別記様式Iの「兼業許可等申請書兼兼業実績報告書」（以下「申請書」という。）を使用して東京都教育委員会教育長あてに申請することになるが（乙4の1。留意事項等第2、4（1））、被告準備書面(2)で述べたとおり、校長以外の教員が申請をする場合の実際の手続きとしては、申請者が申請書を校長に提出し、校長は、申請書に意見を記入した上で、管轄する東京都学校経営支援センター経営支援室（若しくは同支所）に送付し、東京都学校経営支援センター経営支援室長（若しくは同支所長兼経営支援室長）が専決により決裁手続をすることとしている。

他方、以上の通り、教育に関する兼職の承認権者は校長とはなっているが、事案によっては、学校間の基準の適用による取り扱いに結論が異にな

ることを避けるため、必要に応じ、留意事項等（乙4の1）第3で管轄する学校経営支援センターとの協議することを定めている。

いずれにしても、申請書は、まずは、所属校長あてに提出されるものである。

そこで、兼業許可申請をしたいとの申し出があったときには、所属校長（実務上、所属校の経営企画室長）は、東京都学校経営支援センター経営支援室と協議を重ねることとなる。また、東京都学校経営支援センター経営支援室は、必要に応じて教育庁人事部担当と協議を行う。

令和2年7月16日、校長は、原告から依頼書（甲8）を受け取り、その際、原告に報酬額を聞いたが、報酬は印税なのでわからないとの回答であった。校長は原告に対し、申請する際は、同校の経営企画室長に相談するよう伝えた。

同月30日、校長は、原告から、新刊企画書（甲9）、質問回答書及び漫画（甲10）を受け取り、申請の手続きについては、経営企画室長に相談するよう伝えた。

同年8月25日、原告は、経営企画室長に対し、兼業許可等申請書兼兼業実績報告書（乙3）を提出した。

同月27日、同室長は、同申請書を西部学校経営センター支所に提出したところ、同支所課長代理からメールで、従事内容と本務との関連性が読み取れず、消えるペンで書いてあり、決裁に堪えられないため、いったん返却する旨の連絡を受けた（乙7）。

同年9月2日、西部学校経営支援センター支所課長代理から電話で、同室長に対し、やはり上記申請は許可できないと伝えられた。併せて、同支所原田担当課長から校長に対し、電話で上記申請は、教育との関連性を有しないため、許可できないと伝えられた。これを受け、校長は、原告に対

し、教育長の判断は、育児の漫画は教員としての担当科目と関連性がないため許可できないというものである旨説明した。なお、西部学校経営支援センター支所が、留意事項等（乙4の1）において兼業を許可しない場合に別記様式5により校長宛に通知することとなっているところ、この方法によらず、口頭により校長に通知したのは、兼業許可できるだけの内容が示されていないために、既に申請書を返却する旨を通知していたからである。

同月3日、西部学校経営支援センター支所は上記申請書を所属校に返却した。同日、原告から校長に対し、不許可の法的根拠が知りたいとの申し出があったため、校長は、経営企画室長に相談するよう伝えた。

同月8日、経営企画室長は、原告から質問項目が入ったメールを受け取った。

同年10月6日、同室長は、原告に対し、「兼業・兼職制度Q&A」（乙8）の総論、事務取扱規程（乙1）を渡し、公務員が営利企業に従事することは原則として禁止されており、「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程」及び「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の運用上の留意事項等について」により例外的に認められる場合を定めており、この規程等によって判断されることを説明した。

## 2 本申請について

同年11月25日、原告は、校長に対し、原告訴訟代理人ら作成の意見書を添付して、再度、兼業許可等申請書兼兼業実績報告書を提出した。

同年12月1日、原告訴訟代理人ら作成の意見書が添付された上記兼業許可等申請書が西部学校経営支援センター支所に到達したが、同月10日、西部学校経営支援センター支所から所属校に対し、電話で上記申請につい

でも許可できない旨を伝えた。同日、校長は原告に対し、「再度の兼業申請について、西部学校経営支援センター支所から教育委員会として最終的に受理できないという連絡があった、許可が出ない根拠としては、出版しようとしている漫画の内容が原告の専門教科・科目である公民とは直接関係がないこと、また、教員としての職務にも関連性がないことである。」旨を説明したものである。

そして、同月11日、西部学校経営支援センター支所は、所属校に上記兼業許可等申請書を返却したのである。なお、西部学校経営支援センター支所は、前回同様、本申請においても兼業許可できるだけの内容が示されていないために、留意事項等（乙4の1）の別記様式5によらず、口頭により校長に通知して申請書を返却するという方法で不許可の通知をした。

### 第3 本申請について

#### 1 本申請が教育公務員特例法17条1項に基づく兼職等の承認申請ではないこと

令和2年11月25日、原告は、校長に対し、原告訴訟代理人ら作成の意見書を添付して、再度、兼業許可等申請書兼兼業実績報告書を提出した。

答弁書において述べたとおり、本申請には、地方公務員法38条、東京都人事委員会規則等に基づき営利企業等に従事する場合に兼業の許可を申請する場合に使用する「兼業許可等申請書兼兼業実績報告書」が使用されており（甲1、乙4の1留意事項等 第2の4）、教育公務員特例法17条1項に基づく教育に関する兼職等承認申請のための「教育に関する兼職等承認申請書兼実績報告書」（乙4の1留意事項等 第2の8）は使用されておらず、教育公務員特例法17条1項に基づく兼職等の承認申請の意思表示があったとはいえない。

ところが、意見書には、申請内容と本務との関連性を述べるものの、教育公務員特例法17条における承認に関してその事務の取扱いについて定めた事務取扱規程(乙1)が「兼業を許可しない場合」として第5条各号に定める事由には該当しないことが縷々述べられていた。

教育公務員特例法17条に基づく兼職等の承認は、教育公務員に限定した地方公務員法38条1項に基づく兼業許可に関する特別規定である。教育に関する他の職や他の事業、事務に従事する場合に限定して緩和したものである(乙9「新基本法コンメンタール教育関係法」330頁)。

この規定を受けて、事務取扱規程(乙1)は、教育公務員の教育に関する兼職について、その職、事務を明示する。以下、掲げる。

(兼業及び教育に関する兼職等の定義)

第二条 この規程において「兼業」とは、次項に掲げる教育に関する兼職等に該当する場合を除き、次に掲げる場合をいう。

一 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること。

二 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。

三 報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事すること。

2 この規程において「教育に関する兼職等」とは、次に掲げる場合をいう。

一 教員等が都立学校その他国公立の学校、専修学校又は各種学校の非常勤講師の職に就くこと。

二 教員等が都その他の地方公共団体若しくは国から委嘱を受けて、教育に関する非常勤の委員、調査員等の職に就き、又は教育事務(庶務及び会計に係るものを除く。以下同じ。)に従事すること。

三 教員等が学校法人、社会教育団体その他教育の事業を主たる目的と

する公益に関する団体の非常勤の役員、顧問、評議員等の職に就くこと。

四 教員等が国若しくは地方公共団体等に附置された教育施設において専ら教育を担当する非常勤の職に就き、又は教育事務に従事すること。

五 教員等が国公私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設等において専ら教育を担当する非常勤の職に就き、又は教育事務に従事すること。

六 その他、教員等が東京都教育委員会が認める教育に関する職に就き、又は事業に従事すること。

本申請の内容が「教育に関する兼職等」に当たらないことは明らかであった。

#### 第4 本件不許可処分について

校長は、原告から、企画内容や報酬を記載した新刊企画書（甲9）、質問回答書（甲10）を受け取っていたが、校長がこれらを受け取ったのは、本申請より前の申請の相談時（本申請のおよそ4か月前）であり、これらは本申請の附属資料ではない。

また、実質的にも、本申請より前の申請と本申請とでは従事場所、従事予定期間、申請理由が異なっており（甲1、乙3）、新刊企画書（甲9）、質問回答書（甲10）に記載された企画内容等がそのまま本申請を説明するものともいえない。

依頼書（甲17）は、本申請時にも添付されていたが、依頼書には企画の意図、編集方針、対象とする読者等の記載がないために、男性が育児休



業をとったことを漫画で表現するというものの他に、業務の内容が分からなかった。

本申請においては新たに意見書が添付されていたが、本申請が地方公務員法38条1項に基づくものであるにもかかわらず、教育職員特例法17条に基づく承認の申請であることを前提として、本務との関係を述べた上で、承認されるべきことについて縷々述べるだけで、やはり、企画の意図等や報酬の額には全く触れられていなかった。

そのため、東京都学校経営支援センターは、本申請について、「特別の利害関係又はその発生のおそれがなく、且つ職務の公正円滑な執行に支障がない場合その他法の精神に反しないと認められる場合」（営利企業等の従事制限に関する規則2条、3条）に当たると判断することはできず、不許可としたものである。